

令和 年 月 日

所得税の確定申告を行う方へのお知らせ

令和6年分の確定申告に必要な源泉徴収票を配付いたしますので、所得税確定申告書の作成の際、給与の支給額などの数字を正しく転記願います。

なお、所得税の確定申告書は、各税務署の窓口のほか、国税庁ホームページの確定申告コーナーから入手することができます。

1 確定申告が必要な方（例示）

- (1) 給与の収入金額が2,000万円を超える方
- (2) インターネット等での衣類や雑貨などの売却による雑所得や株式等の配当所得、不動産所得など給与所得以外の所得が20万円を超える方
- (3) 2か所以上から給与の支払を受けている方

2 確定申告により所得税の還付を受けようとする方（例示）

- (1) 令和6年中に一定額の医療費を支出した方
- (2) 令和6年中にふるさと納税や義援金など一定額の寄附金を支出した方
- (3) 令和6年中に配当の支払を受け、配当控除の適用を受ける方
- (4) 令和6年中に一定の新築住宅等を取得し、住宅借入金等特別控除を受ける方

3 確定申告に際しての留意事項

(1) 確定申告期間

令和7年2月17日（月）から3月17日（月）までです。

なお、還付申告については、1月1日から提出することができます。

(2) 確定申告書の提出先

お住まいの所轄税務署宛に提出願います。なお、市区町村でも提出を受け付ける場合がありますので、お住まいの市区町村にお問い合わせください。

(3) 確定申告書の提出方法

書類で提出する場合には、税務署に持参するかまたは郵送になります。

電子申告（e-Tax）で提出する場合には、パソコンやスマホから送信します。

電子申告の方法については、税務署にお問い合わせください。

(4) 添付書類等

給与所得の源泉徴収票や上場株式配当等の支払通知書は、添付が不要です。

申告に必要な添付書類などについては、税務署にお問い合わせください。